令和２年度事業計画

平成４年１０月、財団法人岡山市ふれあい公社は、活力あるあたたかい長寿社会の実現を図るというふれあいセンターの設置目的を受け設立されました。平成２５年７月に公益財団法人に移行してからも、市民福祉の向上に寄与するため、地域に密着した福祉サービス、生涯を通じた健康づくり、生きがいにつながる生涯学習など、設立から現在に至るまで、各種サービスを提供・開発する事業を行っております。

平成３０年度からは、岡山市が策定した「岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）」の方針に沿い、高齢者に限らず誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる健康・福祉のまちづくりを目指す「地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステム」を強化・推進する事業に重点を置いており、当財団が持つ専門性を最大限に発揮できるものとして取り組んでまいりました。

令和２年度はこれまでの取り組みに加え、岡山市立の放課後児童クラブの運営を本格的に開始し、さらに多角的に福祉関連事業を拡充して展開することで、財団の果たすべき役割が一層大きなものになります。

こうしたことから、当財団の使命である岡山市民の福祉の向上に寄与し、高齢者・障害者・子どもなど、全ての市民が１人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高めあう「地域共生社会」の実現に貢献する事が求められます。

令和２年度は、中期事業計画の実施を踏まえ「市民福祉の向上を使命とし、ともに生きることができる健康・福祉のまちづくりに貢献する」ことを基本方針とし、福祉人材の育成、介護予防や健康寿命の延伸等、効果的な支援と地域ニーズに根差したサービスの展開・推進に努めるとともに、専門性の高い職員の育成と働き方改革に即した運営を図り、地域の福祉力と事業推進の基盤となる組織の実行力を高めてまいります。

１　福祉・健康・生涯学習推進事業

福祉専門職やボランティア、地域活動の担い手の育成、健康寿命の延伸につながる心とからだの健康づくりの支援、子育て世代や社会的弱者に対する福祉支援等について、ニーズに即した各種講座やイベント等を実施し、岡山市民の福祉の向上を推進します。

(1)　運営事業

【　趣　旨　】　福祉・健康・生涯学習推進事業をより効率的・効果的に企画・実施していくため、当財団の福祉専門職と連携した事業運営を行います。また、公益目的に沿ったプログラムを実施する上で必要な情報の収集や研究、ならびに実施する財団の各事業について、より多くの市民への理解・周知を図るため情報発信に努めます。

【目的・対象】　各ふれあいセンターにおける福祉・健康・生涯学習推進事業を対象に、必要となる資源(人材、物資、資金、情報)の調達と管理、および効果的な活用を行うことにより、組織運営の効率化をはかり、利用者の満足度や社会的評価なども含んだ包括的な実績の向上を図ります。

①　運営事業

【実施内容】　各ふれあいセンターで事業に取り組む人材の適切な配置と育成を行うとともに、各事業に共通して必要となる物品の調達や維持にかかる経費、令和 3 年度を含む広報・広告にかかる経費等、計画に基づいた予算の執行や随時適切な対処を行い、効率的かつ効果的な事業運営に努めます。

② 福祉・健康・生涯学習研究事業

【実施内容】　公社の設立趣旨を踏まえて実施する自主事業について、効果的・効率的な事業の推進を図るために自主事業企画推進本部を設置しています。さらに各事業内容等を検討するための作業部会では、講座の分析や計画、広報手段について等、全館で協力し取り組んでいきます。

(2)　人材養成事業

① 福祉人材養成事業

【　趣　旨　】　介護職のスキルアップや手話通訳者等の養成、認知症介護実践研修など、福祉の各分野での担い手となる人材育成を行う講座を開催し、岡山市の地域福祉の向上に寄与します。

【目的・対象】　福祉専門職や、介護職を目指す人を対象に、質の高い福祉サービスを提供できる人材を育成します。

【実施内容】　地域全体の介護レベルの向上を図るため、介護職を対象とした講座（ファーストステップ研修・プロフェッショナル養成研修・スキルアップ研修）を全館で実施します。県から指定を受けて実施する、認知症介護実践研修、福祉用具専門相談員指定講習会、介護職員初任者研修を継続して実施し、より多くの介護の担い手の育成を目指します。

手話講座について、より高度な知識を取得するための第Ⅲ、第Ⅳ講座や、新たに手話通訳者養成講座を新設します。また、手話に興味がある方に向けた体験教室を実施すること等を通して、より多くの方に受講していただけるよう企画していきます。

② ボランティア・地域活動人材養成事業　（岡山市補助事業）

【　趣　旨　】　手助けを必要とする人々への支援へとつなげるため、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを担う人材を育成します。

また、講座の託児や、児童館事業（クラブやイベント等）、イベント等で活躍できる人材を養成し、修了後実際にボランティアとして活動できるよう、活動の場を提供します。

【目的・対象】　ボランティアや地域活動を希望する市民を対象に、活動に関連する知識・技術の向上を図ります。

【実施内容】　ボランティア・地域人材養成講座　調査・PR 事業に引き続き取り組み、R1 年度に実施したの過去修了生へのアンケート結果をもとに、講座企画や広報活動の見直しを図ります。

③生活支援訪問サービス従事者研修事業（岡山市委託事業）

【　趣　旨　】　介護保険法改正（H29 年 4 月）により、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、新たに日常の掃除や洗濯等の家事援助のみを提供する『生活支援サービス』（訪問型サービスＡ：緩和した基準によるサービス）の実施に伴い、サービス対象者に安定してサービスの提供を行うため、サービス従事者の資格要件として設けられた研修を実施し、従事者の確保を図ります。

【目的・対象】　岡山市の在住･在勤者を対象に、高齢者宅を訪問するサービス従事者の資格要件として、人権の尊重や守秘義務などの基本的な職業倫理をはじめとした市の定める研修を実施し、安定したサービスを提供できる従事者を養成します。

【実施内容】　ふれあいセンター４センターで実施します。新たな担い手確保につながるよう、幅広く広報を行い、受講生確保につとめます。

④安全・安心ネットワーク「地域応援人づくり」事業（岡山市補助事業）

【　趣　旨　】　岡山市が構築する安全・安心ネットワークを推進するため、地域包括支援センター、岡山市社会福祉協議会等と協働して、ネットワークを支える地域の人材の育成及び普及啓発を行います。

【目的・対象】　一般市民を対象に、安全･安心ネットワークの普及や啓発、ネットワーク活動への参画意識の向上を図るための講座や講演会を実施します。

【実施内容】　ふれあいセンター５センターで健康づくり分野と地域福祉分野の 2 分野で講座と講演会形式の総論を実施します。また岡山ふれあいセンターでは、リーダー・コーディネーター養成講座も実施します。

⑤岡山市手話奉仕員養成事業（岡山市補助事業）

【　趣　旨　】　岡山市の聴覚障害者の意思疎通の円滑化及び社会参加の促進並びに福祉の向上を図ります。

【目的・対象】　将来手話通訳や手話奉仕員活動を目指す人等を対象に、手話の基本や聴覚障害者の社会活動及び福祉制度について学びます。

【実施内容】　第Ⅰ講座、第Ⅱ講座合わせて全 6 講座を実施します。また第Ⅱ講座受講に必要な試験も実施します。

⑥岡山市認知症介護基礎研修事業（岡山市委託事業）

【　趣　旨　】　認知症介護に携わる者に対し、認知症介護に最低限必要な知識･技術を習得できる研修を行い、知識・技術の向上を図ります。

【目的・対象】　介護に携わる者が業務を遂行する上で必要とされる基礎的な知識や技術の習得とそれを実践する際の考え方を身につけ、サービス提供を行うことが出来る人材の養成を行います。

※主に岡山市内の介護保険施設・介護サービス事業所等に従事する介護職員等

【実施内容】　ふれあいセンター３カ所で実施します。（岡山、北、西）

(3)　心とからだの健康事業

①高齢者支援事業

【　趣　旨　】　介護予防を目的とした運動講座や知識習得講座等を、65 歳以上の方を優先的に実施し、運動の機会や、新たな知識習得等を通じて、高齢者及びその家族のより活発な社会参加を支援します。

【目的・対象】　高齢者及びその家族を対象に、受講者同士の交流を深めるとともに、世代特有のニーズに即した知識の習得を図ります。※65 歳以上の申込者を優先し、定員に空きがあれば 64 歳以下でも受講可としています。

【実施内容】　講座に通う事で、外出を促し、他者との交流を楽しむことで、通いの場としての役割も担います。また、短期集中通所モデル事業終了にともない、新たな通いの場の創出のための講座を企画します。

②健康づくり支援事業

【　趣　旨　】　市民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現するため、施設を活用した運動の場の提供や、各種運動講座等の実施により、こころとからだの健康づくりを支援します。

【目的・対象】　健康に関心のある市民を対象に、多様なプログラムや運動実践の場を提供し、健康寿命延伸につながる運動習慣・生活習慣のきっかけづくりを行います。

【実施内容】　楽しみながら参加できる各種運動講座を実施し、心とからだの健康づくりを支援します。

③生きがいづくり支援事業

【　趣　旨　】　参加者同士の交流を深めるとともに、地域での生きがいづくりに通ずる地域色のある文化的講座などを実施します。

【目的・対象】　一般市民を対象に、文化的、教養的活動に参加する場を提供し、生きがいづくりや活動を通じた交流の促進を図ります。

【実施内容】　新たな仲間作りの場、生きがいづくりの場として機能することを重視し、初心者向けの内容で実施します。また、ボランティア活動を希望する市民に講師をお願いするなど、活動の場の提供となるよう企画します。

④アスレチックコーナー運営事業　（岡山市補助事業）

【　趣　旨　】　エアロバイク、ランニングマシン、筋力トレーニングマシン等のトレーニング機器による、健康づくりを目的としたコーナーの運営を実施し、多くの市民の健康づくりを支援します。

【目的・対象】　健康に関心のある市民を対象に、健康増進、介護予防を目指し、運動する場を提供

します

【実施内容】　アスレチックコーナーをより多くの市民に利用していただけるよう、広報の見直し等も行うこととしています。

⑤健康教室事業

【　趣　旨　】　市民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現するため、施設を活用した運動講座を実施し、こころとからだの健康づくりを支援します。

【目的・対象】　健康に関心のある市民を対象に、多様なプログラムや運動実践の場を提供し、健康寿命延伸につながる運動習慣や生活習慣のきっかけづくりを行います。

【実施内容】　ウェルポートなださきのプール、フィットネスにおいて、健康づくりを目的とした講座を実施し、幅広い世代の方に運動する機会を提供します。

(4)　福祉支援事業

ア　こども・子育て支援事業

①こども・子育て支援事業

【　趣　旨　】　子育てに関する知識や技術の習得、親子のふれあいの場や子育てする人同士の交流の機会を提供することにより、子育てを支援します。

【目的・対象】　子育て中・妊娠中の人（及びパートナー）を対象に、子育てに関する知識習得や、悩みを共有できる仲間同士の交流の場を提供します。

【実施内容】　乳幼児と母親が参加する講座や、託児付講座を実施するなど、受講しやすい環境整備に留意し、幼い子どもを持つ保護者が外出する機会や保護者同志が交流する場を提供します。また母親だけではなく、父子を対象とした講座も実施し、さまざまな親子のふれあいの場の提供を行います。

②　岡山市子育てパパ・プレパパ応援事業（岡山市委託事業）

【　趣　旨　】　子どもを安心して産み育てることのできる社会づくりの支援するため、男性の育児参加に関する意識の向上を図ります。

【目的・対象】　概ね 3 歳までの子どもを持つ父親及び父親になる予定がある人を対象とし、男性の育児参加を促すことを目的に、子どもとの関わり方などの具体的な育児知識や技術の習得を目指します。

【実施内容】　育児に関する知識や技術の習得だけではなく、子どもとの接し方や父親としての家庭での役割等について学ぶ講座を実施します。今年度より 1 講座増え、3 講座で実施することとしています。

イ　自立支援事業

①　障害者支援事業

【　趣　旨　】　すべての人がそれぞれの個性や能力を最大限に発揮しながら参画できるユニバーサルな社会づくりを目指し、障害者及びその家族に、社会活動のきっかけとなる交流

の場を提供します

【目的・対象】　障害者及びその家族を対象に、受講者同士の交流を深めながら知識や技能の習得に取り組む場を提供します

【実施内容】　障害者及びその家族が、社会活動のきっかけとなり、楽しみながら交流できる場となるよう配慮し、各種講座を実施します。

② 岡山市母子家庭等就労支援講習会事業（岡山市委託事業）

【　趣　旨　】　母子家庭の母を対象に講習会を実施し、介護分野への就職や転職を希望する人の自立促進を図ります。

【目的・対象】　母子家庭の母等で、岡山市が推薦する人を対象に、介護職員初任者研修を実施します。

【実施内容】　受講生ひとりひとりへの受講支援を行いながら、質の高い技能・知識を有する介護人材の養成を図ります。

ウ　地域支援事業　（岡山市補助事業）

① イベント事業

【　趣　旨　】　介護予防・健康づくりから演奏会や映画会など、子どもから高齢者、障害者まで幅広い市民が参加できる催しを実施することにより、当財団事業の周知等を行うとともに、講座受講生の発表の場やボランティア及び福祉団体の活動の場を提供します。

【目的・対象】　登録ボランティアや学生ボランティア、福祉団体などの活動や活動協力の場として、子どもから高齢者、障害者など幅広い層の市民が参加できるイベントを開催します。

【実施内容】　ふれあいイベント、地域支援イベント、共催イベント、子育て支援イベントを実施します。

2　児童福祉推進事業

(1)　児童館管理運営事業（岡山市指定管理事業）

未来を担う児童の健全な育成に寄与することを目的に、岡山市の指定管理を受け、各ふれあいセンター内において、児童への遊びの場の提供と、幼児の会や子育て講座など乳幼児の子育て支援活動を２つの柱として取り組みます。

近年、核家族化や地域社会とのつながりの希薄化により、子育てへの不安や孤立感を覚える子育て世帯が増加しています。このような背景から、幼児とその保護者の支援に重点をおき、親子の居場所づくりとして、参加者同士での情報交換や交流ができる場を提供します。また、助産師の協力による相談コーナー、参加者とスタッフの交流コーナーを設けるなど、子育ての負担感の軽減を図ることを目的とした事業展開を行います。

地域子育て支援事業では、幼児の会・子育てサロンを実施し、親子の交流の促進に努めます。また、子育ての不安や悩みに対する相談援助や、健康や防災など子育ての中で役立つ様々な知識・情報を得る

ことができる講座をおこなうため、講師には児童厚生員以外にも、栄養士・歯科衛生士・救命救急士・助産師といった専門職種、地域のボランティアにも協力を依頼し実施します。

さらに、ふれあいセンター内のデイサービスセンターの利用者や、地域住民とも遊びを通じて交流する場を設け、多世代が交流することにより豊かな生活体験を得られるような取組も行います。

ア　幼児を対象とした活動

① 幼児の会

【目的・対象】　幼児親子を対象に、親子が一緒に健全な遊びをすることを通じて幼児の健康を増進し、豊かな情緒をはぐくむことを目指した事業に取り組みます。

【実施内容】　親子でふれあい遊び、体操、制作あそび、運動遊びのほか、季節の行事を行います。また、親子の居場所として交流の場の提供をします。

② 絵本の読み聞かせ

【目的・対象】　幼児親子を対象に読み聞かせの体験を通して、親子の絆を深めるとともに情緒や想像力、探求心の発達を促すことを目的とした事業に取り組みます。

【実施内容】　絵本の読み聞かせ、紙芝居、パネルシアター、エプロンシアターのほか、季節のうたなどを親子で経験します。

③ 世代間交流イベント

【目的・対象】　ふれあいセンター内デイサービス利用者と、幼児親子を対象に世代を超えた和やかな交流を目指し、実施します。

【実施内容】　絵本の読み聞かせ、体操、手遊び等をしながら世代間の交流の機会が持てるように実施します。

④ 子育てサロン

【目的・対象】　母親・父親だけでなく子育てを支援する家族や、共働き家庭・ひとり親家庭を対象に気兼ねなく悩みを話せる場として実施します。

【実施内容】　工作・お話の読み聞かせ・ふれあいあそびなどのあそびの紹介をしながら、相談しやすい場となるように実施します。

⑤ 地域子育て支援拠点事業

【目的・対象】　概ね 3 歳未満の児童及びその保護者を対象に、子育て中の親子が気軽に集い相互交流ができる場を開設します。保護者の子育ての不安感の緩和、悩みの相談、子育て情報の提供、助言などの援助を行うことで、、子どもの健やかな成長を促進します。

【実施内容】　子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談や援助の実施、地域の子育て支援関連情報の提供を行います。また子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。

イ　児童を対象とした活動

①　手作りの会（親子での活動）

【目的・対象】　親子を対象に料理・工作・手芸などを親子で一緒に体験する機会を提供することで、楽しく学びながら親子のふれあいを深めることを目的に実施します。

【実施内容】　お菓子作りやフラワーアレンジメント、工作などを実施します。

②　造形

【目的・対象】　児童を対象に、様々な体験を通して柔軟なアイデアや豊かな発想力を引き出すとともに、年齢の異なる児童との交流がもてるように実施します。

【実施内容】　科学あそび、簡単クッキング、工作など様々な体験ができる事業を実施します。

③　スポーツ・工芸教室

【目的・対象】　児童を対象に、スポーツ（ドッヂボール、なわとび等）や工芸（簡単工作等）の知識・技能について体験することで児童の創造性を豊かにするとともに、健康の増進を図ります。

【実施内容】　スポーツ（ドッヂボール・なわとび等）や工芸（簡単工作）を通して、創造性を豊かにするとともに、スポーツに触れる場を提供します。

④　クラブ活動

【目的・対象】　年齢の異なる児童が、自主的に共通の興味、関心をもつ活動を継続的に行うことで児童の個性の伸長を図り、自主性を育みます。

【実施内容】　運動（ドッヂボール・卓球等）など継続的な活動を実施します。

ウ　地域支援・連携活動

①　地域支援

【目的・対象】　地域の放課後児童クラブに出向き、遊びや工作の体験を通して児童の創造性を豊かにするとともに、児童館の情報発信を行い、地域のさまざまな人材との連携を行います。

【実施内容】　季節の行事、遊びや工作を楽しみながら、創造性が豊かになるように実施し、また児童館の情報発信や地域の人材との連携を深めます。

②　他機関との連携

【目的・対象】　地域の親子クラブを対象に、保健センターからの依頼を受け、日ごろ児童館に来れない親子に遊びを提供します。

【実施内容】　季節の行事、ふれあい遊び、お話の読み聞かせ等を通して児童館の情報発信に努めます。

エ　イベント

【目的・対象】　幅広い世代を対象に、季節の行事（夏まつり、クリスマス会、七夕会等）やイベント（映画会、ふれあいまつり等）を通して世代間の交流を目指して実施します。

【実施内容】　季節の行事（クリスマス会・三世代交流会・七夕まつり・お正月あそび）・イベントは児童館単独でなく公社全体の事業として取り組むことにより、大きな規模でより楽しむことができるように実施します。さらに「わくわくこどもまつり」「子育て応援ハッピータイム」等、公社主催の催し以外についても積極的に参加し、児童館による子育て支援事業の情報発信を行います。

オ　発達障害児支援

【目的・対象】　保護者と子どもの居場所づくりを目的に、就学前に発達に不安を抱える保護者を対象に、岡山市が主催する「ぽかぽか広場」を実施します。

【実施内容】　岡山市職員、ボランティア、臨床心理士等専門職とともに、ふれあい児童館職員もスタッフとして参加し、幼児とその保護者への支援を行います。

(2)　岡山市放課後児童クラブ管理運営事業（岡山市委託事業）

【目的・対象】　保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対して、適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。令和２年度は市内 87 クラブ中 22 クラブの運営を行うとともに、令和３年度に岡山市の委託事業に移行するクラブの移行準備業務を並行して行います。

【実施内容】　子どもが安心して過ごせる生活の場として、安全面に配慮しながら、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、健全な育成を図ります。

公社の新規事業としてスムーズな運営を目指し、新たな課題があれば委託元の市と改善策を共有します。また、放課後児童支援員の確保について、地域の協力も得ながら、さまざまな方策を検討し実施します。

（R２年度計画）　（単位：クラブ・人）

	北区	中区	東区	南区	合計	予定児童数
予定 クラブ数	7	4	3	8	22	1,758

3　地域包括支援事業

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、本センター6か所、分室 10 か所の運営体制の下、包括的・継続的に支援を行います。

また、地域の特性や、高度化・多様化するニーズを踏まえ、高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助及び保健・医療・福祉の向上に努めます。

さらに、認知症の方とその家族に対する相談支援や、地域で支えるネットワークづくりを目的とした周知広報、認知症の方とその家族を温かく見守っていくサポーターの養成といった業務も行います。

そして、今年度は、地域包括ケアシステムの中核的機関として機能してゆくため、上記事業を安定的、かつ積極的に取り組みます。

(1)　地域包括支援センター運営事業　（岡山市委託事業）

高齢者に関するあらゆる相談を受けて、その後のサービス提供や関係各所との連携につなげていく総合相談支援をベースとし、権利擁護や介護予防に資するケアプランの作成等の事業を行います。

本事業のベースである高齢者の実態把握を強化し、きめ細やかな総合相談支援を行います。

ア　包括的支援基幹事業

①　総合相談支援

【　趣　旨　】　高齢者やその家族などからの幅広い相談内容に対し、適切なサービス、関係機関や制度利用へつなげる支援を行います。

【目的・対象】　65 歳以上の高齢者及びその家族・親族等を対象に、来所や電話等による相談を受け、関係機関と連携して必要に応じた支援を行います。

【実施内容】　高齢者に関わるあらゆる相談を、ワンストップサービスとして対応できるように努めます。

1 人の相談者が、複数の問題を含んだ相談を抱えることも増えており、職員が他の関係機関との連携を密にし、複数回対応することで支援を行います。

②　権利擁護

【　趣　旨　】　高齢者虐待の早期発見・防止に努めるとともに、権利擁護事業や成年後見制度などを活用しながら、関係機関や各種サービスにつなぐことにより、高齢者の人権を守る支援を行います。

【目的・対象】　対応会議の開催等により被虐待者の保護・関係機関とのネットワークづくりを行ったり、また、消費者被害防止のために相談対応を行うなど、相談者の支援や成年後見制度の普及啓発等に努めます。

【実施内容】　虐待対応件数は、年を追うごとに増加しおり、高齢者虐待防止アドバイザーの助言や連携を必要とする事例も増えています。

解決に向かう件数を増やすとともに、継続対応を必要とする事例に関しては、継続して各関係機関と連携を取って、解決に向けた対応を行っていきます。

③　包括的・継続的ケアマネジメント支援

【　趣　旨　】　高齢者が住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行います。

【目的・対象】　地域住民と共に高齢者を支えるさまざまな機関とのネットワークづくりを行い、包括的、継続的なケア体制の構築を図るとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）

に対して相談に対する助言、支援を行います。

【実施内容】　岡山市社会福祉協議会、支え合い推進員、行政など地域に関わる関係機関と学区ごとに会議を開催し、多角的地区診断及び情報共有を図るとともに、市内の各学区に存在する民生委員児童委員協議会や愛育委員会といった地区組織の定例会や行事に参加・出席し、住民との連携強化を図ります。

また、介護支援専門員（ケアマネジャー）からの相談に対する助言、ケアマネ交流会の開催やケアマネジメント研修会を行います。

④　介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

【　趣　旨　】　介護予防に取り組む必要がある人に対し、必要なサービスが受けられるよう、適切なアセスメントに基づいたケアプランの作成を行い、支援します。

【目的・対象】　生活機能の低下があるため、要支援・要介護になるおそれがあると認定された事業対象者に対して、介護予防ケアプランを作成し、地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な援助を行います。

【実施内容】　事業対象者に対し、専門職の助言を取り入れながら、介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な援助を行います。

イ　多職種協働によるネットワーク構築事業

①　地域ネットワーク構築

【　趣　旨　】　高齢者が可能な限り住み慣れた地域で最後まで暮らすことができるように、医療・介護・福祉その他社会資源で構成される多職種連携ネットワークを構築し、在宅生活の支援体制強化を図ります。

【目的・対象】　岡山市地域ケア総合推進センターと連携し、多職種の連携を目的とした各種会議への参加を通じて、地域課題の解決に向け、意見交換、課題の共有を図ります。

【実施内容】　地域包括支援センター職員が各種会議へ出席し、在宅医療・介護の連携ネットワークの構築を継続して進め、現場レベルでの顔の見える関係づくり等連携強化を図ります。

②　地域ケア会議推進

【　趣　旨　】　個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見の場である「地域ケア会議」の開催及び立ち上げ支援をしていきます。

【目的・対象】　「地域ケア会議」の開催及び立ち上げ支援により、個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見を行い、岡山市が開催する「地域ケア推進会議」への提言につなげます。

【実施内容】　地域ケア個別会議・地域ケア連携会議の実施と小地域ケア会議の開催支援を行うとともに、各会議で検討された課題を取りまとめて関係者と協議し、地域ケア推進会議（岡山市）に提言します。

ウ　認知症高齢者及び家族への支援事業

①　認知症高齢者及び家族への支援事業

【　趣　旨　】　岡山市の認知症施策の指針（岡山市版オレンジプラン）に基づき、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会」の実現を目指します。

【目的・対象】　認知症の恐れのある人を早期発見するため、DASC を活用し、認知症かかりつけ医等適切な医療につなぐとともに、介護サービスなどの提供や調整をし生活の支援を行います。また、地域住民や学校・企業等を対象に、認知症についての理解を広げ、地域で支えるまちづくりを支援します。

【実施内容】　認知症の人やその家族、地域住民等を対象に、もの忘れ相談会や認知症サポーター養成講座を開催します。

②　認知症支援チーム推進員設置事業

【　趣　旨　】　高齢者が認知症になっても、住み慣れた地域で生活を継続するために、コーディネーター役の認知症支援チーム推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携強化や地域における支援体制の構築を図ります。

【目的・対象】　認知症高齢者やその家族等を対象に、早期支援を実施し地域における支援体制の構築を図ります。

【実施内容】　地域包括支援センターや市民からの相談を受け、相談内容により他機関の紹介・訪問など、連絡調整を行います。また、認知症支援チーム員会議等に参加し、支援方針、支援内容等について検討します。

(2) 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援）事業（自主事業）

【　趣　旨　】　要支援高齢者に対して自立を支援するという基本理念に立ち、必要な介護サービスが受けられるよう支援します。

【目的・対象】　要支援高齢者を対象に、画一的なサービスの提供ではなく、適切なアセスメントに基づきケアプランの作成を行います。

【実施内容】　介護予防サービスの実施における適切なケアプラン作成を行い、利用者が必要なサービスを適切に受けられるよう支援します。

また、今年度も引き続き業務システム更改を行い、職員が本来業務に注力できるよう、事務負担軽減・業務効率化を図ります。

4　高齢者・障害者福祉推進事業

(1) 介護予防センター事業（岡山市委託事業）

市が独自で行う事業や地域の互助、民間サービスの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人との繋がりを通じて、参加者や通いの場が継続して拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーショ

ン専門職を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても、生きがいや役割をもって生活できる地域の実現を目指し、介護予防を推進します。

ア　一般介護予防事業

①介護予防普及啓発事業

【　趣　旨　】　専門職による運動機能や口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防、グループワークを取り入れた教室を行い、介護予防への取り組みだけでなく、仲間づくりや地域づくりに関する意識を醸成し、通いの場の創出やそこでの役割を担うボランティア活動への動機づけを行います。

また、各ふれあいセンターで実施する介護予防を目的としたイベントや民生委員会、老人クラブの全体会合等で、啓発のための相談・体験コーナーを実施し、介護予防の重要性をわかりやすく周知するとともに、参加啓発に努めます。

・介護予防教室

【目的・対象】　各中学校区に１か所拠点を設け、身近な地域で高齢者自ら継続的な介護予防活動が出来るよう専門職が地域に出向き、定期的に介護予防教室を開催します。

【実施内容】　市内中学校区に専門職が出向き、介護予防教室を定期的に開催します。体力の衰えを防ぐ方法、栄養バランス、お口の健康、物忘れ予防の生活術など様々な情報を提供し、自らの介護予防への取り組みはもちろんのこと、自分の家族や地域へ情報を持ち帰っていただいて、交流を図りながら、介護予防活動を通じた生きがいのある地域づくりを目指します。

・イベント等での介護予防活動の PR 事業

【目的・対象】　介護予防の啓発や介護予防センターの周知のため、地域団体の集まりや各種イベントに出向き、また、様々な広報媒体を用いて、市民に対し介護予防の重要性をわかりやすく説明し、参加啓発に努めます。

【実施内容】　健康づくりを目的とした市が主催するイベントや各ふれあいセンターのイベント、地域団体の集まり等へ参加し、介護予防についての相談・体験コーナーを実施することにより市民に対し、介護予防活動の重要性を分かりやすく周知します。

また、ホームページ、ＳＮＳ、テレビなどのメディアの活用、ＰＲチラシの作成・配布等の広報活動も併せて行い、幅広く介護予防活動の普及・啓発に努めます。

②地域介護予防活動支援事業

【　趣　旨　】　地域で介護予防活動を自主的に、かつ継続的に取り組めるよう、介護予防センターが地域の会場に出向いて、情報提供や講習等を実施します。

また、既に実施している団体、これから実施を検討している団体については、介護予防の考え方を活動に反映させることができ、また、参加者への意識付けも行うこと

ができる人材を育成していくように働きかけていきます。

・あっ晴れ！もも太郎体操活動支援事業

【目的・対象】　介護予防活動を自主的に継続して取り組む地域住民に、「あっ晴れ！もも太郎体操」を紹介し、心身機能の向上を図るとともに、仲間づくりを行いながら身近な地域に介護予防活動を通じた集いの場を作ります。

【実施内容】　地域の会場を使って自主的に週１回以上「あっ晴れ！もも太郎体操」に取り組もうとする団体に対して、介護予防の重要性や安全に体操を実施する方法を説明し、継続した自主的な取り組みが開始できるよう支援します。

また、既存の団体に関しては、予防センターの専門職が定期的に出向き、講座や各種測定の実施、ニュースポーツやレクリエーション等の実践による情報提供を行うほか、岡山市全域の団体を対象とした「絆編」フォーラムや 2 福祉区ごとの活動団体の交流会などを開催し、活動団体の継続支援に努めます。

・介護予防サポーター養成事業

【目的・対象】　地域で介護予防活動に既に取り組んでいる市民や、これから取り組もうとしている市民に対して、地域づくりの情報提供や介護予防の考え方の周知、安全で効果的な自主活動の実践方法の説明等を実施し、地域での介護予防活動を広げられる人材を育成・支援します。

【実施内容】　介護予防センターの職員が、「あっ晴れ！もも太郎体操サポーター養成講座」や「あっ晴れ！もも太郎体操フォローアップ講座」の講師となり、地域包括ケアシステムにおける介護予防の方向性や、各々が担う役割について意識づけを行い、スキルアップを図ります。通常の団体でのサポーター活動に加え、市内全域の活動団体が参加対象となる「絆編」フォーラムや２福祉区ごとの活動団体で開催される交流会、フレイル対策事業のイベントへの協力も促し、サポーターの活躍の場を拡充します。

③地域リハビリテーション活動支援事業

【　趣　旨　】　「介護予防教室」「あっ晴れ！もも太郎体操の団体」「地域ケア個別会議」「通所介護事業所」「訪問介護事業所」等へのリハビリテーション専門職の関与を促進し、自立支援に資する取り組みを推進し、介護予防の機能強化に努めます。

・アドバイス訪問事業

【目的・対象】　専門的な相談機会のない高齢者に対して、地域包括支援センター及び介護予防センター職員が必要と判断した場合に専門職からのアドバイスを行います。また、地域包括支援センターとの連携により適正な予防プランの作成を支援します。

【実施内容】　「足腰が弱くなった。」「食事が摂りにくくなった。」など悩みを抱えながらも専門職に相談する機会がない高齢者に対し、リハビリ専門職が自宅を訪問しアドバイスを行います。また、地域包括支援センター職員とリハビリ専門職が高齢者宅へ同行訪問し、専門職の視点からアセスメントについて助言を行い、より自立支援に向けたプラ

ン作成を支援します。

・事業所職員等支援事業

【目的・対象】　訪問介護や通所介護において、比較的取り組みの少ない栄養改善や口腔機能向上の必要性を周知するとともに、効果的なプログラム等の助言を行います。

【実施内容】　介護予防センターの歯科衛生士や管理栄養士が訪問介護事業所や通所介護事業の職員に対し、栄養改善や口腔機能向上に関する出前講座の実施やサービス提供時に有効な資料の提供を行い、栄養や口腔機能プログラムの質の向上に向け支援します。

・フレイル対策事業

【目的・対象】　定期的に自身の状態を確認し、できるだけ早い段階から介護予防の取り組みに繋げることで、高齢者が要介護状態に陥ることを防ぎます。

【実施内容】　岡山市医師会・岡山市内医師会連合会・岡山市内歯科医師会連合会・岡山市薬剤師会・岡山県看護協会と連携し、定期的にフレイル健康チェックを行うことで、自分の状態を確認し、必要に応じて、予防センターの専門職が個別指導や助言、社会資源への参加を促し、継続的な介護予防活動につながるよう支援します。

・訪問インセンティブ事業

【目的・対象】　訪問介護員に対して、理学療法士会・作業療法士会と連携して、リハビリ専門職の知見を活用し、より自立支援につながるサービス提供方法の助言を行い、訪問介護事業所のサービスの質の向上につなげます。

【実施内容】　訪問介護員のサービス提供時に合せて、利用者宅にリハビリ専門職が同行し、利用者の状態像を把握したうえで、自立支援の視点から訪問介護員に対し、サービス提供方法の助言を行い訪問介護事業の質の向上につながるよう支援します。

・地域ケア個別会議支援事業

【目的・対象】　高齢者本人が住み慣れた地域において、その人らしい暮らしをできるだけ長く実現できるよう、状態の維持・改善に資する「より良いケアマネジメント」を提供することを目的とした多角的な会議へ専門職を派遣します。

【実施内容】　岡山市が主催する「地域ケア個別会議」に予防センターのリハビリ専門職及び歯科衛生士を派遣し、提示された介護予防プランに対して専門的視点からアドバイスを行い、より良いケアマネジメントの提供に寄与します。

(2) 在宅福祉事業（自主事業）

在宅福祉事業では、高齢者及び障害者の「尊厳の保持」と「自立支援」を基本に、支援が必要な高齢者及び障害者に対し、ケアマネジメント・ホームヘルプ・デイサービス等、必要に応じた適切なサービスの提供を行います。

ア　在宅福祉運営事業

【　趣　旨　】　ケアマネジメント事業・ホームヘルプ事業・デイサービス事業のとりまとめを行う等、在宅福祉事業の運営全般を担うとともに、各事業の現状を把握しながら、サービスの向上等に取り組みます。

また一般高齢者を対象とした自主事業であるふれあいシニアカレッジの企画運営を行います。

・ふれあいシニアカレッジ

【目的・対象】　学習意欲の高い高齢者を対象に、教養講座、仲間づくり、健康増進・介護予防に配慮したプログラムにより、社会参加と生きがい形成を図ります。

【実施内容】　知識の学びだけでなく、参加者同士のグループ交流や介護予防・健康増進のための運動の実践を通じて、シニア世代の総合的な学びの場、通いの場を提供します。

年間を通じて月 2 回程度、50 名程度の参加を想定しています。

イ　ケアマネジメント事業

【　趣　旨　】　支援困難なケースにも対応できる事業所として、介護を必要としている高齢者・障害者に対し公正な視点でサービス計画を作成し、自立した日常生活が送れるよう支援をします。

①　居宅介護支援事業

【目的・対象】　要介護者を対象に、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、その計画に基づいて介護サービスの提供が確保されるように各介護サービス事業者との連絡調整を行います。

また、地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントの業務の一部を受託し、要支援者の介護予防サービス計画（ケアプラン）作成及びサービス事業者との連絡調整を行います。

【実施内容】　地域の高齢者の生活・介護を支える機関として、介護保険の手続きから介護サービスの計画作成、サービス事業所との調整や連携を図りながら、利用者の安定した在宅生活を送れるように支援します。

全事業所特定事業所加算提供事業所として、より一層の高い利用者支援に努めます。

7 事業所体制で実施します。（各ふれあいセンター、保健福祉会館、御津保健福祉ステーション）

②　計画相談支援事業

【目的・対象】　自立支援給付の決定を受けた障害者（児）に対し、居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

【実施内容】　自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画を作成し、サービス提供機関との連絡調整等、きめ細かい支援を行います。

1事業所にて実施します。(保健福祉会館)

ウ　ホームヘルプ事業

【　趣　旨　】　支援困難なケースにも対応できる事業所として、在宅での介護を必要としている高齢者・障害者に対し、安心して生活ができるよう自立支援の視点で介護サービスを提供します。

①　訪問介護事業

【目的・対象】　居宅において介護を受ける要介護者に対し、ホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の生活援助を行います。

また、自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない要支援者に対し、ホームヘルパーを派遣します。

【実施内容】　ホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の生活援助を行います。

ヘルパー確保に向けた取り組みを関係課等と協力して行っていくとともに、ヘルパー1 人当たり利用者数の見直しやサービス提供責任者の直接処遇回数を増やすことなどで、幅広いニーズに対応できる体制を整えていきます。

5事業所1サテライト体制で実施します。(岡山・北・西・南ふれあいセンター、保健福祉会館、御津保健福祉ステーション（サテライト))

②　障害者総合支援事業

・居宅介護・重度訪問介護

【目的・対象】　居宅介護(重度訪問介護を含む)の介護給付費の支給決定を受けた利用者に対し、居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。

【実施内容】　ホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。

5事業所体制で実施します。(岡山・北・西・南ふれあいセンター、保健福祉会館)

・地域生活支援事業（移動支援）(岡山市補助事業)

【目的・対象】　外出が困難な、視覚障害者、下肢体幹障害 1～4 級の身体障害者、知的障害者、精神障害者を対象に自立につながる移動の支援を行います。

【実施内容】　外出が困難な状態にある障害者にガイドヘルパーを派遣し、移動支援サービスを提供します。

5事業所体制で実施します。(岡山・北・西・南ふれあいセンター、保健福祉会館)

エ　デイサービス事業

【　趣　旨　】　支援困難なケースにも対応できる事業所として、在宅での介護を必要としている高齢者・障害者に対し、自立支援の視点で通所による介護サービスを提供します。

①　通所介護事業

【目的・対象】　在宅において介護を受ける要介護者に対し、ＱＯＬの向上のため、通所により、入浴及び食事等の提供、機能訓練等のサービス提供を行います。

また、日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態の維持、改善可能性の高い要支援者に対し、介護予防の観点から、日常生活上の支援、運動器・口腔機能向上訓練等のサービスを提供します。

【実施内容】　送迎、健康チェック、個別機能訓練、運動器機能向上訓練、口腔ケア、食事や入浴等のサービスを提供します。

7事業所体制で実施します。(各ふれあいセンター､友楽園デイサービスセンター、御津保健福祉ステーション)

②　通所介護事業・岡山市御津保健福祉ステーション管理運営事業（岡山市指定管理事業）

【目的・対象】　御津地域の住民が安心して生活を送ることができる地域づくりを実現するため、指定管理者として、通所介護事業を実施するとともに、保健・福祉・医療の連携に関する業務や、施設管理業務等を行います。

【実施内容】　公益性に配慮し、中山間地の要支援者･要介護者に対するサービス提供も積極的に行います。

また、自主事業として、訪問介護・居宅介護支援を実施します。

③　障害者総合支援事業

・地域生活支援事業（地域活動支援センターⅡ型）（岡山市補助事業）

【目的・対象】　地域において雇用・就労が困難な18歳以上で高校等に在籍していない在宅障害者に対し、通所により、創作的活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

【実施内容】　創作的活動、他利用者との交流、機能訓練・社会適応訓練等のほか、入浴や食事を提供します。また、相談内容に応じた情報提供を行い、日常生活や社会生活を支援します。

2事業所体制で行います。(北・南ふれあいセンター)

・共生型生活介護

【目的・対象】　常に介護が必要な障害のある方を対象に、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として、通所により各種サービスを提供し、社会参加と福祉の増進を支援します。高齢者の通所介護と同時一体的にサービス提供を行います。

【実施内容】　創作的活動、他利用者との交流、機能訓練・社会適応訓練等のほか、入浴、排せつ等の介護や食事の提供を行います。また、相談内容に応じた情報提供を行い、日常生活や社会生活を支援します。

2事業所体制で行います。（西大寺・西ふれあいセンター）

5　施設管理運営事業

岡山市ふれあいセンター等の施設の指定管理者として管理運営を行い、幅広い年齢層の市民のふれあいの場として、機能の維持・向上に努めるとともに、ふれあい公社の公益目的事業の活動拠点として事業運営に取り組みます。

(1) 岡山市ふれあいセンター管理運営事業（岡山市指定管理事業）

総合福祉の拠点施設であるふれあいセンターの機能を最大限に発揮し、地域福祉の充実を図るために、行政や社会福祉協議会など関係団体との連携を密にするとともに、管理運営の効率化を図るなど、施設の利活用等に取り組みます。

ア　保守管理事業

【目的・対象】　利用者の安全確保のための保全措置等を実施します。

【実施内容】　施設・設備等の保守や館内の清掃・保安等の各種管理業務について、効率化や経費の節減に努めながら、保全措置等を実施します。

イ　貸室事業

【目的・対象】　広く一般市民の利用拡大を図ります。

【実施内容】　市有施設として、行政目的の利用に限らず、広報の充実等により、広く一般市民の利用拡大を図りながら、施設の使用許可に関する業務及び使用料の徴収を行います。

ウ　ふれあいバス運行事業

【目的・対象】　交通の便がなく、センターに来館できない市民を対象に、安全かつ快適に来館いただけることを目的としています。

【実施内容】　ふれあいセンター専用バスによる市内巡回・団体送迎を行います（市内巡回は岡山・西大寺・西ふれあいセンター)。

エ　浴場事業

【目的・対象】　清潔な衛生管理や安全な設備運営など、設備を常に良好な状態に保持し、市民が安全に快適に利用できるよう施設を管理することを目的としています。

【実施内容】　岡山ふれあいセンターにおいて、一般浴場（桑の湯）の管理運営を行います。

オ　屋内温水プール事業

【目的・対象】　市民の機能回復や、健康増進を主な目的としています。
【実施内容】　西大寺ふれあいセンターにおいて、屋内温水プールの管理運営を行います。

カ　情報コーナー運営事業
【目的・対象】　市民の特性を把握し、需要に応じた図書・資料等の収集及び整理につとめ、市民の視点に立った運営となるよう取り組みます。
【実施内容】　関連の図書やビデオなどを備えた情報コーナーを設けて、貸出等を行います。
また、岡山市立図書館と連携し、図書館の利用窓口として、全センターで蔵書の予約・取り寄せ・返却等を実施します。

(2)　岡山市ウェルポートなださき管理運営事業（岡山市指定管理事業）

指定管理者として、「住民に密着した福祉サービス」「生涯を通じた健康づくりサービス」を提供するため、施設の効果的・効率的な管理運営を行います。
また、公民館とも連携を取りながら地域づくりや文化の拠点として各事業の実施に努めます。

ア　保守管理事業
【目的・対象】　利用者の安全確保のための保全措置等を実施します。
【実施内容】　施設・設備等の保守や館内の清掃・保安等の各種管理業務について効率化に努めるとともに、各施設の有効利用を図ります。

イ　貸室事業
【目的・対象】　広く一般市民の利用拡大を図ります。
【実施内容】　有料施設の使用許可に関する業務及び使用料の徴収を行います。

ウ　浴場事業
【目的・対象】　清潔な衛生管理や安全な設備運営など、設備を常に良好な状態に保持し、市民が安全に快適に利用できるよう施設を管理することを目的としています。
【実施内容】　一般浴場（いやしの湯・なごみの湯）の管理運営を行います。

エ　屋内温水プール事業
【目的・対象】　市民の機能回復や、健康増進を主な目的としています。
【実施内容】　主に高齢者や障害者の利用を十分に認識し、安全かつ快適に利用できるよう、施設管理運営を行います。

オ　フィットネス事業
【目的・対象】　市民を対象に、トレーニング機器を利用しての健康づくりを目的として設置します。
【実施内容】　トレーニング機器を整備するなどし、フィットネスの管理運営を行います。

(3)　施設管理運営事業（岡山市委託事業・自主事業）

岡山市から委託を受けた岡山市証明書自動交付機の設置及び管理(岡山・北・南)、自主事業による自動販売機等の設置を行い、ふれあいセンターの利便性の向上に努めます。

6　法人運営

岡山市外郭団体及び公益財団法人として、岡山市との緊密な連携による市施策に沿った事業運営と公益的な福祉サービスの提供を推進します。

また、新規事業である放課後児童クラブの本格実施に伴い、今後、組織・事業が拡大することから、働き方改革に即した運営、健全な経営の推進による体制強化や地域福祉を担う人材育成を目的とした研修の充実など、令和３年度から実施する中期事業計画を踏まえた組織の実行力を高める取り組みを進めます。